

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○浮島委員長 次に、中根康浩君。

○中根（康）委員 民進党の中根康浩でございます。

さすがに、今、若い落合さんは、十一年先のころまで視野に入れた、極めて中身の濃い質問をされておられました。私はちよつと落合さんより年齢的に先輩なものですから、きょうあすのことを質疑させていただきたいと思えます。

日米のハイレベル経済対話というものが十八日から東京で開かれて、大臣も、関係閣僚会議で今その準備にいそしんでおられるということだろうと思えますけれども、自動車分野での交渉がどうなるかということに注目をしていきたいと思っております。

安倍総理の訪米時に誤解は解消されたとの委員会でも世耕大臣は答弁しておられますけれども、トランプ大統領は、米国車が日本で売れない理由

は、日本独自の安全基準や検査手続が障壁になっていると考えておられたわけであります。

昨年、日本で外国車は約三十万台売れた。そのうち七割がドイツ車、米国車は約一万四千台。外国車が日本側の障壁で売れないのではなくて、米国車に魅力がないのだということも言えるわけであります。

関税は、米国から日本への輸出については一七七八年に撤廃されている。日本から米国への輸出については、乗用車で二・五%などのこういう関税が依然として残っているというわけであります。日本のメーカーの米国での現地生産は二〇一六年で約四百万台、他方、日本支社も米国で前途洋々というわけではなくて、米国では、原油安で燃費を重視しなくなつて、もともと的大型車好みに回帰している、小型の日本車離れの兆候があるというふうなことも見てとれるということも聞いております。

こういう車を取り巻く状況の中で日米ハイレベル経済対話というものが行われる。いろいろなことが議題になるわけでありませうけれども、車については協議の対象になるのか。あるいは、なると思定した場合に、どんなことがアメリカから言われて、それに対して日本からどう打ち返していくということをお考えしておられるのか。この場で言いにくいこともあるかと思ひますけれども、言える範囲で御答弁いただければというふうに思ひます。

○世耕国務大臣 十八日に予定されている経済対話、これは麻生副総理とペンス副大統領で行われ

る形になるわけでありませうが、先般、安倍総理が訪米されたときの首脳会談で大きな方向性が合意され、これは、共同声明という形で文書にもなっております。その後、事務次官級など事務レベルで、この経済対話、どういうふうにするかという調整も行つてきて、今、最終的に麻生副総理のもとでその内容について調整をしているところだといふふうに思っております。

大きくは、首脳会談で合意された内容、すなわち、経済政策全般、マクロ経済政策ということだと思ひます。これが一つ、そしてもう一つが、インフラ投資やエネルギー分野での協力、そして三つ目が、貿易・投資ルールということになつていくんだらうといふふうに思ひますが、最終的にはこれはまだ決まつていないというのが現状であります。

私の感覚では、今、この三つの柱で議論をしていくということでありませうから、何か個別の商品の輸出入の状況とか、そういうことが経済対話で議論になるといふことは考えにくいといふふうに思っておりますけれども、いずれにしても、今までもずっと説明をしてまいりました。

もう既に日本には自動車の関税はないということとか、あるいは、ほかの外国車と何かアメリカ車を、あるいはは国産車を別の扱いにしているといふことはないし、現にヨーロッパは日本での販売をふやしているといふようなことは、いずれにしても、いろいろな機会を捉えてきちつとアメリカ側に説明をしていく必要があるだらうと思っております。

○中根（康）委員 交渉の相手が、日本側は麻生さんで、相手はトランプさんではないということ、一つの落ちついた状況で協議ができるんだらうと思います。

ですが、しかし車というものはやはり戦略商品ですので、個別の商品とはいっても、協議の俎上に上がらないと油断してはいけません。麻生さんというふうには思いますので、ぜひ大臣から麻生副総理に十分な、車については、今までの経緯、やりとり、日本における重要性、麻生さんも九州ですからよくわかっておられると思いますけれども、レクチャーを、レクチャーと言ってはおこがましいのかもしれませんが、よろしく関係プレーをしていただきますように、お願いをいたします。

私の地元、愛知県の岡崎市というところあたりは、かつて繊維でかなり華やかになりましたが、かつては、日米繊維協議とかいうので相当なダメージを受けて、アメリカはやる時には何でもやってくるんだ、恐ろしい国だというようなことは今でも語り継がれておりますので、車については、今までも結構厳しい協議の歴史があるわけなんですけれども、今回も、油断せずにやっていただきたいというふうに思います。

次に、経済産業省の打つ手が外的外れでないようにという思いで質問させていただきましたけれども、きょう取り上げるのは商店街の再生ということであります。

商店街の再生といったときの対策、ある商店街があつて、そこが寂れていくときに問題はどこにあるか。その商店街がある町全体は購買力がない

わけではない。元気がないわけではない。しかし、その駅前商店街は活気がなくて人が集まらない。そういうケース、結構あるんだらうと思いますけれども、その商店街固有の問題、原因というもの、をきちんと捉えた対策を打たなければ効果が出ないということであります。

例えばそういうケースで原因になっていることは、商店街の店舗のオーナーだとか地権者だとか地主に再生の意欲が全くなかったり、自分たちはある意味、高齢になって暇潰しに店を開いて、やれるところまでやる、しかし、息子は会社に勤めていて、安定した生活をしているから店は継がない、こういうケースでは新たな投資はなされないし、幾らポテンシャルの高い地域であっても、開発は起きないということになります。

駅前に住んで利便性だけは享受するけれども、商店街全体の活性化はまるで念頭にない、こういうケースにおいては、我々がこの国会あるいは政府からいただくようないわゆるポンチ絵に描いてあるようなそういう一般的な対策ではなくて、その商店街の再生には、その商店街固有の実情に合わせた、まさにオーダーメイドの対策を講じなければ打撃できないということになるわけであります。

例えば今挙げたケースのような場合には、経産省としてどういう商店街の再生策を打ち出しているか、お示しをいただければと思います。

○高島政府参考人 お答え申し上げます。ただいま委員からお話ございました商店街の

再生ということについてでございます。

商店街の再生を図るためには、今委員から御指摘がありましたような空き店舗を解消すること、そしてまたそれとともに、新たな店舗が出店しやすいようにして新陳代謝を図っていくこと、これは非常に重要なことであるというふうに考えております。

こうした考えのもとに、私ども中小企業庁といたしましては、地域・まちなか商業活性化支援事業というものをやってきております。商店街組織が行います、空き店舗を活用したチャレンジショップ施設の整備、店舗改装費への支援、こういったことを取り組んでできるところでございます。

一つ例を申し上げますと、山梨県の甲府市に甲府城南商店街というものがございまして、ここでは、商店街とまちづくり会社が物件の所有者と交渉をして、できるだけ賃料を低廉にすることで、そして、若者に絞った新しい店舗の誘致ということを行いました。近くに宝石美術専門学校というものがございましたので、その宝石美術という観点から、若い女性にターゲットを絞った宝飾店、雑貨店などを積極的に誘致をし、チャレンジショップ事業も実施をして、その結果、魅力ある店舗が集積をしまして、周辺の空き店舗が減少した、そういう好循環を生み出したような事例がございまして。

委員から、それぞれの商店街の特色に合った支援が大事なんじゃないかという御指摘がございましたが、まさにそのとおりではないかと思っております。平成二十九年年度予算にも同様の事業を盛り込んで

でおりますので、こうしたものを活用して、商店街の空き店舗解消、商店街再生ということにつなげていきたいと考えております。

○中根（康）委員 今のような好事例のようなところは、必ず誰かキーマンというかキーパーソンというか、そういう人材がいらっしゃるんですよ、恐らく。そういう人を、もちろん経済産業省や中小企業庁の中で内部で育成するというのもあるかもしれないませんが、外にいらっしゃる方を、そういうまちづくり、町再生に、商店街再生に有能な方をどんどんリクルートしたりリストアップして、このケースだったらこの人にやってもらえばうまくいくんじゃないかと、そういうマッチングをするとか、法律とか予算とかということにあらわれないというか、あらわしにくい、とにかく人ですよね、そこをぜひ個別具体的に当てはめていくというか、当てはめていくと言うと失礼かもしれませんが、対応させていくということをや一つ一つやってみないと、法律で日本全国の商店街対策だということをやっても、なかなかこれはうまくいかない。結局、どこも再生しないということになる。一つずつ、ここが終わったら次はここだということぐらいのつもりで取り組んでいただければということでございます。

今後、来週以降審議することになる開法の地域未来投資促進法案ということに関連して聞きますけれども、今も出しましたが、まちづくり協議会などが農地を転用して大型商業施設を誘致するということを考えた場合に、この法案でどのような支援が、そもそも支援の対象になるのかどうか、あ

るいは、なるとしたらどういう支援ができるかということをお説明いただければと思います。

○銀治政府参考人 お答え申し上げます。

委員御質問の地域未来投資促進法案でございますが、本法案の支援対象につきましては、まず、事業者の方が地域経済牽引事業計画というものをつくっていただきまして、これに関する都道府県知事の承認というプロセスがございます。

具体的な承認要件につきましては、それぞれの自治体が基本計画でお定めになることになりまして、ポイントが三つございまして、一つは、地域の特性を生かした事業、それから二番目として、高い付加価値の創出、三番目として、地域事業者に対する相当の経済波及効果、この三点を満たすようなプロジェクトでございますれば、この法律の支援対象ということでございまして、今委員御指摘のまちづくり協議会にある商業施設についても、この要件を満たせば対象になり得ると考えます。

それから、支援措置といたしましては、金融面それから設備関係、情報支援、さまざまな人的支援も含めまして、パッケージで御支援を申し上げますと考えているところでございます。

農地の転用という観点につきましては、この支援事業に当たるという前提で、もう一つ、承認のプロセスがございます。

具体的に申し上げますと、まず、当然のことながら、農業政策との関係で、優良農地の確保をしっかり図る、これは、全ての自治体あるいは国としての要請でもございます。

したがって、例えば商業施設をつくる際に農地転用が必要だという御判断があった際に、まず、農地転用をできるかどうかということについては、国が定めます基本方針や、それから、自治体がお定めになる土地利用調整計画において、農地の効率的な利用に支障がないかどうか、まずそこを確認して、大きな外縁を設定していただくことを考えてございます。

その上で、それぞれの地域における土地利用調整計画におきまして、どの区域をこの地域経済牽引事業に主に充当するか、対象区域とか施設を行った上で、その調整の範囲内で個別の事業計画をさらにこの対象にしていくかということを判断するということの二重のチェック体制のもとで、土地の利用、活用についても制度として設計しているところでございます。

○中根（康）委員 さっきの商店街のことについても、あるいはこういう点のことについても、個別に一つ一つ見きわめながら事業をやっていくということとは、僕は大切なことだと思うんです。

例えばコンパクトシティという言い方があるんですが、私の地元は、もう小学校の児童が三十人ぐらいしかいないんです。将来を見渡しても、全然子供がふえていく可能性がないわけなんです、現状では。だから学校の存続自体が危ぶまれている状況なんですけれども、だから、地元の人が自分たちの土地を、寄せ集めてというか出し合って宅地開発をしようと試みたわけなんです。試みたんですけれども、市役所が、国がコンパクトシテ

イーと言っていますから、周辺部にはもう宅地開発はできないんです。学校の存続自体が危機的な状況にあるのに、何でコンパクトシティなんだということなんです。

だから、そういうことも、その地域の実情に合わせた個別具体的な対応というのがぜひ必要で、コンパクトシティという言葉一つで全国をくくりにするようなやり方はもうだめだということはおっしゃっていただきたいと思えます。

商店街のことも戻るんですけれども、東京のように電車が充実していない、車中心の地方都市の場合なんかでは、やはり、東京と地方都市の場合では商店街のあり方も全く違うわけなんです。

特に、車社会の地方都市の場合は、町と車との共生が最も重要で、その場合に、実は隠れた一番重要なプレーヤーは警察なんです。お店の前にちよっと駐停車するだけですぐに違反切符を切られてしまうようなことでは、商売もやっつけられないわけでありませう。

そういうことかというと、例えば、それこそまた地元のことでも恐縮なんですけれども、お祭りがあって、何かちよっと事故があったんだという理由で、そのお祭りで飲酒はだめだ、お酒を飲んでいる人が山車を引くとチェックされて、来年からはその町内の山車はもう出させないぞとかと言われたり、爆竹はだめだとか、もう祭りが祭りでなくなっちゃうわけなんです。警察行政の一環なんですけれども、商店街ということについても、実は、警察のいろいろな対応が結構敏感に影響しているんです。

だから、商店街対策といった場合に、経産省も警察ともこれから少し連携をしようというか、情報交換して、この商店街はやはり残さなきゃだめだ、活性化させなきゃいけない、そういう場合には警察もいろいろと工夫をしてみたいというふうな対応が必要なんだろうというふうに思えます。ぜひこれはよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。

中小企業が正社員をふやすということについては取り上げていきたいと思えますけれども、正社員をふやしたり給与を引き上げたりしたときの補助金や税制は多種多様であります。

代表的なものとしては、正社員化、処遇改善をしたときの厚労省のキャリアアップ助成金、給与を引き上げたとき法人税額を控除する経産省の所得拡大促進税制、二人以上かつ一〇%以上のフルタイム雇用をふやしたとき法人税控除がある雇用促進税制などがあります。

これを一つ一つ見ていくと、キャリアアップ助成金はワンショットであります。所得拡大促進税制や雇用促進税制は、赤字企業には恩恵がなかったり、適用要件が厳しかったり、それぞれ一長一短あるわけでありませう。

それに比べて、我々民進党が国会に今提出をしている通称中小企業社会保険料軽減法案は、中小企業の痛いところ、かゆいところに手を差し伸べる内容になっていて、使い勝手もいいし、赤字企業でも使える。これは議員立法として提出しておりますので、何とか与党の皆さんに御理解いただいて審議をしていきたいというふうに思っています。

けれども、なかなかそれがかなっておりませぬ。

しかし、内容的にはこれはすぐいい法案なので、国会のことは国会でということではなくて、大臣、一度目を通して読んでいただいで、同じものでなくても結構です、メンツもあるでしょうから、少しぐらい変えていただいで結構でございますので、閣法で似たようなものをつくっていただいで、ぜひこの国会に提出をしていただければ、我々の法案がベースになったのであれば、恐らく、これはもう自民党から共産党さんまで全会一致で可決されて、全国の中小企業者が喜んでいただけるということになるんじゃないかと思えます。

こういう、中小企業の社会保険料を軽減するということについて経産省のお考えをお伺いしたいと思えます。

**○世耕国務大臣** 確かに、社会保険料の支払いについては、特に中小企業、小規模事業者の皆さん、特に赤字経営になっているような方々から、非常に重荷であるという御指摘があることはよく存じ上げております。

その上で、民進党の出しておられる法案については、しかし一方で、やはり人を雇う以上、社会保険料も負担をするというのが、ある意味これは、経営者の、雇用する側の義務でもあるわけですし、従業員とそこを折半して負担するというのが制度の根幹でもありますし、では、この負担を肩がわりするとなると多額の費用が必要になって、財源どうするかという問題も出てくるというふうには認識しています。

そういうことよりも、やはり中小企業が賃上げ

をして社会保険料を負担しやすような環境をつくる、特に私は今、下請の取引の適正化ということをやっていますけれども、こういうところで中小企業の手取りをしつかりふやして、それをベラスにしてしっかりと社会保険料も負担してもらおう。

ただ、一方で、雇用保険については、大分雇用が安定していますから、保険料が大分積み上がったきているという現実があります。

そういった現実に対応して、これは、昨年八月に閣議決定された未来への投資を実現する経済対策において、雇用保険料率の引き下げというのを盛り込ませていただきました。今国会で雇用保険法の改正法案が審議され、三月三十一日に成立をしましたので、平成二十九年度から雇用保険料は労働者側、使用者側ともに〇・一%ずつ引き下げられました。

こういう取り組みをしつかり地道にやっていきたいと思っております。

○中根（康）委員 法案の中身をよく読んでいただきますと、社会保険料を直接軽減するということじゃないんです。その二分の一に相当する分を中小企業対策費の中から捻出して、中小企業に対して御支援を申し上げていく。そのことによつて、正社員がふえれば結婚する人がふえる、結婚する人がふえればおのずと子供がふえるというようなことで、正社員になればお給料も上がるし所得税も上がる、子供もふえる、未来にとっていいことばかりだ、こういう内容でありますので、改めて御認識をお深めをいただければと思います。

これは通告していないんですけれども、今のこ

とで関連して、きょうの新聞にも出ておりましたので一つだけお聞きしますけれども、自民党さんがこども保険というものを今検討されておられて、このこども保険の保険料を社会保険料に上乘せして事業主から集める。

これは我々の、我々のというか、少なくとも私の哲学からはちょっとかけ離れた、反するものである。もうこれ以上社会保険料を上乘せするわけにはいかない、事業主負担はお願ひできないんじゃないかというふうに思いますけれども、こども保険の保険料を安易に社会保険料に上乘せするということが、これから自民党や政府の中でも検討されていくんでしょうか。答えられないですよね。

○世耕国務大臣 予想されたとおり、これはまだ今党の中で議論をされている話だというふうに思っていますので、政府としてお答えすることは控えています。

○中根（康）委員 時間が迫ってまいりましたので、一つ、ちょっと聞けないと申しわけないので、農水省にも来ていただいておりますので、農水省の質問をさせていただきます。

卸売市場に関してなんですけれども、卸売市場は適正な価格形成の場で、卸売市場が存在することで、農家は安心して生産し、消費者は不安なく食生活を営むことにつながる、こういうことである。

私は、月に一度ずつ、地元にある青果市場、魚市場、花卉の市場を訪れておりますが、やはり、最近は何の少なさを感じざるを得ない。競りが始まっても、もう場合によっては、誰一人集まって

こないというようなこともあります。

全国の中央卸売市場での取扱量は、十年前に比べて二割以上減少していると聞きます。地方卸売市場でも、同じか、さらに厳しい実情であろうと思えます。

原因としては、やはり、人口減少あるいは人口高齢化で消費量が減っている、スーパーなどが産地と直接契約することがふえてきた、あるいはネット販売もふえてきたというようなことが、卸売市場が元気がなくなっている原因として考えられております。

しかし、この状況を放置してはいけません。感じるわけでありまして、地方の卸売市場がなくなると、地域社会における食材の供給が不安定になりかねない、卸売市場は今なおその重要な役割を担っていると思えます。

農水省として、卸売市場についてどのように現状を認識し、再活性化を図るためにどのような対策を講じようとしておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御質問の卸売市場につきましては、依然、青果、水産ともに市場経由率が五割を超えておりまして、さまざまな形で意義、役割を有していると考えております。

具体的に申し上げますと、出荷側に立つて集荷を行い、出荷者にかわって全量の販売を受託する卸売業者が、全国各地の生鮮食料品等、品ぞろえをするということとともに、卸売業者と消費者、実需者側に立つて商品を買ひ受ける仲卸業者との

間で、需給や品質に応じた価額を形成しながら、食料の安定供給を通じて、国民生活の安定に貢献してきたところでございます。

また、出荷者側に対しましては、卸売業者が実需者から代金を回収して早期かつ確実に決済することによりまして、生鮮食料品等の生産、流通の円滑化に寄与してきたところでございます。

他方、農産物流通の現状を見ますと、委員御指摘のように、インターネット通販、産地直売等の増加によりまして、生鮮食料品等の流通経路は多様化しておりまして、卸市場を経由する生鮮食料品等の比率は低下傾向にあるとともに、卸売市場も卸売市場関連業者も減少が続いているところでございます。

こうした卸市場をめぐる状況の変化、食料需給消費の実態等を踏まえまして、農業者、消費者双方のメリットを受けられる流通構造を確立するために、市場関係者の意見も丁寧にお聞きしながら、卸市場の見直しを行ってまいりたいと考えております。

そして、委員の御質問、卸市場の再活性を図るためにどのような取り組みがあるかということでございますけれども、各地の卸市場の中には、創意工夫によりまして、さまざまな取り組みが行われております。

例を申し上げますと、例えば福岡の福岡市中央卸市場の青果卸業者では、生産者と漬物業者と共同で、カット野菜の加工販売を行う事業体に出資するとともに、原料の一部を供給する六次産業化の取り組みを行っております。

また、大阪鶴見の花き地方卸売市場の卸売業者は、卸売市場の輸出拠点化に向けて、品目ごとに温度管理ができる保管庫でございませつか、トラックの荷台から保管庫に直接運び込むことができ入荷口、ドックシエルターと呼んでおりますけれども、こういったものなど、輸已向けの施設を整備しているところでございます。

さらに、和歌山市では、和歌山中央卸売市場と市場外のにぎわい施設、道の駅を一体として、食の拠点とするための整備計画が策定されております。

そのほか、全国各地の卸市場において、卸市場を消費者に開放して親しんでいただくような市場祭り等のイベントも盛んに開催をされているところでございます。

農林水産省といたしましては、卸市場につきまして、例えば、今申し上げましたような輸出拠点化の取り組み等に支援をいたしますほか、卸売市場を活用した多様な取り組みが行われますよう、卸売市場の規制の見直しも行ってまいりたいと考えております。

○中根（康）委員 ありがとうございます。

卸売市場については、合理化という名前で廃止の方向でということではなくて、ふやさなくてもいいですけれども、今あるものを再活性化していく、今さまざま御答弁いただいた創意工夫を重ねて、そういう方向で取り組んでいただければありがたいと思いますが、せっかく鍛冶さんが見えになりますので、この卸売市場で六次産業化した観光活動をするとか、そういったことについて、

先ほどお尋ねした地域未来投資促進法案というものでは何かこれは支援対象になり得るでしょうか。どうでしょうか。

済みません、質問通告しておりませんが。

○鍛冶政府参考人 先ほども申し上げましたとおり、地域の特性を生かした、地域への経済波及効果の高い事業であれば、法案の支援対象になる制度設計でございませつか。

○中根（康）委員 ありがとうございます。

今の法案は、農水省と経産省と力を合わせて取り組んでいくものでございませつか、この卸売市場ということも、豊洲とか築地とかそういうことではなくて、全国で重要な機能を果たしているところが幾つかあつて、それぞれの市場の関係者が大変御努力されておられますので、再活性化ということを省庁連携で推し進めていただければということをお願い申し上げて、きょうも一つ質問を残してしまいましたけれども、これで終わらせていただきます。

ありがとうございます。